目 次

規 則

○中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

告 示

○生活保護法による指定介護機関の指定

○生活保護法による指定介護機関の変更の届出 ○生活保護法による指定介護機関の休止の届出

○農用地利用配分計画の認可

○指定管理者の指定(四件

○漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意成立

城

○海岸保全区域の変更

○道路の区域変更

○道路の供用開始

宮

○証紙売りさばき人の指定

選挙管理委員会

〇政治団体の届出

○政治団体の届出事項の異動届

〇政治団体の解散届

〇政治団体の収支報告書の要旨の公表 (平成二十七年分)

○政治団体の収支報告書の要旨の公表 (平成二十八年分)

○政治団体の収支報告書の要旨の公表 (平成二十九年分

○政治団体の収支報告書の要旨の公表 (平成三十年分)

)政治団体の収支報告書の要旨の公表 (平成三十一年分(令和元年分))

○資金管理団体の届出

行 発 宮 城 県 (総務部県政情報・文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号電話022(211)2267 (毎週火,金曜日発行)

中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する

ページ

令和二年一月二十一日

(中小企業支援室)

(社会福祉課)

同

同

附

則

農業振興課

(水産業基盤整備課) (水産業振興課

同 兀

○宮城県告示第四十一号

路 課 兀

(道

兀

同

計 課 Ŧī.

会

Ŧî.

七七六六五

七

○宮城県規則第一号

中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

中小企業高度化資金貸付規則(昭和四十八年宮城県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

別表第三の十七の項中「第九条第二項」を「第十五条第二項」に改める

この規則は、公布の日から施行する。

示

告

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第 項 (中国残留邦人等の円滑な帰

国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法 律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、

指定介護機関として次のとおり指定した。

令和一 一年一月二十一日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

居宅療養管理指導

○資金管理団体の届出事項の異動届

○資金管理団体の指定取消し等の届出

宮城海区漁業調整委員会

○漁業法第十一条第四項に基づく公聴会の開催

規

則

宮城県知事 村 井 嘉

浩

九 九九八

				→ 〇宮城県告	おおはし薬局	なの花	事	二介護予	おおはし薬局	なの花	事
生活保護法(昭和二十五年法律第百里の促進並びに永住帰国した中国残留定した指定介護機関から、次のとおり令和二年一月二十一日	要法(昭和二十五年法律第百四 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	等 業 所 の 名 新事 業 所 の 名 新事 業 所 の 名 新		○宮城県告示第四十二号	し薬局	なの花薬局たじり店	業所の名称	介護予防居宅療養管理指導	し薬局	なの花薬局たじり店	業所の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩国の促進並びに永住帰国した中国残留法人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法国の促進並びに永住帰国した中国残留法人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法国の促進並びに永住帰国した中国残留法人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法国の促進並びに永住帰国した中国残留法人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法国の促進並びに永住帰国した中国残留法人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三四十四号)第五十四条の二第一項(中国残留邦人等の円滑な帰	四十四号)第五十四条の二第一項(中国残留邦人法人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律よりその例によるものとされた場合を含む。)のよりその例によるものとされた場合を含む。)のの大いでは、「大いない」に、「大いないない」に、「大いないる」に、「大いないる」に、「大いないないない。」に、「大いないないないないない。」に、「大いないないないないない。」に、「大いないないないないないないない。」に、「大いないないないないないないないないないないないないないないないないないないな	四十四号)第五十四条の二第一項(中国残留邦人法人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律を含む。)の変更した旨届出があった。 宮城県知事 村 井 嘉宮城県知事 村 井 嘉	四十四号)第五十四条の二第一項(中国残留邦人		石巻市大橋三丁目二-十五	大崎市田尻沼部字新富岡三十四 – 一	事業所の所在地		石巻市大橋三丁目二-十五	大崎市田尻沼部字新富岡三十四 – 一	事業所の所在地
規定により指	規定により指開設者の名称開設者の名称		€ (N)	후) 이 다리한 소리한 -	おおはし薬局	株式会社なの花東北	申請者の名称		おおはし薬局	株式会社なの花東北	申請者の名称
	開設者の所在地	設 者 の 所 在			石巻市大橋三丁目二-十五	青森県八戸市石堂二丁目二十四番三十号	申請者の所在地		石卷市大橋三丁目二-十五	青森県八戸市石堂二丁目二十四番三十号	申請者の所在地
	変 更 年 月	更 年			令和元年五月一日	令和元年十月一日	指定年月日		- 令和元年五月一日	令和元年十月一日	指定年月日

号	定した介護機関から、次のとおり休止律第三十号)第十四条第四項の規定に	定した介護機関から、次のとおり休止した旨届出があった。 律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により指	より指		
第71	令和二年一月二十一日				
ŝ		宮城県知事 村 井 嘉 浩			
	事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	介護サービスの種類	休止年月日
	アースサポート東塩釜	塩釜市藤倉二丁目十九番三十号	アースサポート株式会社	居宅介護支援	令和元年十月一日
	○宮城県告示第四十四号		気仙沼市		
	農地中間管理事業の推進に関する法	農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、	より、 三 指定の期間	III.	
	農用地利用配分計画を次のとおり認可した。	した。	令和二年!!	令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで	
報	令和二年一月二十一日		○宮城県告示第四十七号	^{第四十七号}	
		宮城県知事 村 井 嘉 浩	地方自治法	(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり	三項の規定により、次のとおり
公	一 農用地利用配分計画の概要		指定管理者を指定した。	担定した。	
	別冊のとおり		令和二年一	月二十一日	
県	二 認可年月日			宮城県知事	村井嘉浩
	令和二年一月二十一日		一 公の施設の名称	9名称	
城	○宮城県告示第四十五号		雄勝漁港の指定施設	が指定施設	
	漁船損害等補償法(昭和二十七年法)	漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定による届出を審査	二	指定した団体の名称及び所在地	
宮	した結果、雄勝町東部加入区について、	、同法第百十二条第一項の規定による同意があったものと認め	と認め 宮城県漁業協同組合	来協同組合	
	る。		石巻市開出	石巻市開成一番二十七	
	令和二年一月二十一日		三 指定の期間	(II)	
日		宮城県知事 村 井 嘉 浩	令和二年日	令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで	
と 曜	○宮城県告示第四十六号		○宮城県告示第四十八号	5四十八号	
ر ا	地方自治法(昭和二十二年法律第六	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次の	次のとおり 地方自治法	(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり	三項の規定により、次のとおり
21日	指定管理者を指定した。		指定管理者を指定した。	程定した。	
1月	令和二年一月二十一日		令和二年	月二十一日	
年		宮城県知事 村 井 嘉 浩		宮城県知事	村井嘉浩
和 2	一 公の施設の名称		一 公の施設の名称	の名称	
令	気仙沼漁港の駐車場		磯崎漁港の指定施設	が指定施設	
(3)	二 指定した団体の名称		二指定した日	指定した団体の名称及び所在地	

宮城県漁業協同組合

石巻市開成一番二十七

指定の期間

令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで

○宮城県告示第四十九号

指定管理者を指定した。 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百四十四条の二第三項の規定により、

次のとおり

ネツソレタヨカワヲルヌリ 点点点点点点点点点点点点

ツソレタヨカワヲルヌリチ 点点点点点点点点点点点点 かかかかかかかかかかかか らららららららららら ラニニニニー

二二二三二二一一一 五五八二二五七三八一五九 七三八二二九〇五〇一七六 度度度度度度度度度度度度

令和二年一月二十一日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

公の施設の名称

塩釜漁港の指定施設(釜の渕泊地)

指定した団体の名称及び所在地

塩釜市漁業協同組合

報

塩竈市新浜町三丁目三十番十七号

指定の期間

令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで

○宮城県告示第五十号

海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条第一項の規定により、昭和五十一 (海岸保全区域の指定)で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。 年宮城県告示第百十

令和二年一月二十一日

宮

号

宮城県知事 村 井 嘉

浩

	岸三 陸 南沿	沿岸名	海
	海横岸沼漁港	漁港名	岸の名
	海横 岸沼 地区	海地 岸 名区	称
チ点 ト点から一四一度〇〇分一四・〇メートルの地点 ト点 へ点から一四一度〇〇分一四・〇メートルの地点 ホ点から二二度〇〇分一〇四・〇メートルの地点 コ点から七二度〇〇分一〇世・〇メートルの地点 コールののとこ 大き マッチ・アット アッチ・アット アッチ・アット アッチ・アッチ・アッチ・アッチ・アッチ・アッチ・アッチ・アッチ・アッチ・アッチ・	「基点A点から二七八度○○分二四五・○メートルの地基点A点 気仙沼市横沼三三七番地の三級基準点ネ点を結んだ直線により囲まれた区域 次に掲げるイ点からネ点までを順次結んだ直線及びイ点と次に掲げるイ点からネ点までを順次結んだ直線及びイ点と	打	Ē

○宮城県告示第五十一号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定に基づき、 次のように道路の区域を

変更したので告示する。

木事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、令和二年一月二十一日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県仙台土

令和二年一月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

道路の種類

道 路 名 西成田宮床線

 \equiv

道路の区域

同市富谷根崎沢一番三地先まで	富谷市穀田郷ノ目一四番一地先から	変更の区間
後	前	前変 更 後の
三三・四三二・八	八・六~二三・四	(メートル)敷地の幅員
一八三・〇	一八三・〇	(メートル)敷地の延長

○宮城県告示第五十二号

開始するので告示する。 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のように道路の供用を

木事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 令和一 年 一月二十一日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県仙台土

令和二年一月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

 (\Box)

国会議員関

|係政治団体以外の政党の支部

の政

名団

称体 の代

氏表

名者

の 氏 名 計 責 任 者

主たる事務所の所在地

けられる支部 村等の区域を していま でいま

届出年月

Ħ

自由民主党中田

振興支部を出ります。

中

野

正

志

伊藤

清

参議院議員

0

十二月二十六日

Ħ

日	火曜日	1			宮		城		県	公	報							第71	号	
	の政	(イ)	(—)				体の	砂	O 定				1		きん	証	O p			1
:	名 <u>治</u> 团		政党			令和	体の届出があった。	政治資金規正法	○宮選管告示第一号		株式会社石巻自動車学校			令和	き人として次のとおり指定した。	証紙条例	○宮城県告示第五十三号	県	種道路 類の	
j	称体	法第十五	政党の支部			二年	があ	金規工	告示		社石	売 り		三年	て次の		告示	道	類の	
	の代	-九条の	借			令和二年一月二十	た。	上法	弗 ー 문		巻 自	さば		令和二年一月二十一日	のとお	昭和二	弗 五 十	線西成	路	
	氏表	七第一				_		昭和	. ,		動車	き 人		十一	り指	十九	- 号	成田宮床	線名	
	名者	項				日		<u>-</u>		選	校			日	定した	年宮は			石	
	の会 計 氏責	弗一 异						二年法		争答	壬代				15			市谷富市		
	の 氏 舌 責 任 者	項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされ						(昭和二十三年法律第百九十四号)		選挙管理委員会	千葉 哲朗 哲親	代表者				(昭和三十九年宮城県条例第二十二号)		同市富谷根崎沢富谷市穀田郷ノ	供	
		る国会						白九十		委		78				<u>+</u>		沢ノー目	用	
j	所の所在地 主たる事務	ム議 員						- 四 号		貝	十石 四巻 号市							一番三地先まで目一四番一地先	開	
		関係立			宮城						山下	売り	-			第五名		地合一生地	始	
	(第一号) 公職の種類	政治団		委	帰選			第六条第一			町二	売りさばき場所	宮城県知事			采 第一		か	の 区	
,	号種)類	体と		員 長	管理						町二丁目二番五	場所	知事			項第		5	間	
		みなさ		伊	宮城県選挙管理委員会			の規定			番五		村			二号の				
られる	単位として設 村等の区域を 一以上の市町	される			X			項の規定により、			令和					第五条第一項第二号の規定により、				
支部	て域市 設を町	る政党		東							令和二年	指	井			によ		令 和	供	
		の支部		則				次のと			- 月 十	指定年月日	嘉					一二 月年	用開始	
	届出年月	чп		夫				次のとおり政			十 四 日	百	浩			証紙売り		令和二年	供用開始年月日	
	月							政								ŋ		_	H	

りさば H 日 波姬支部 自由民主党志 笑む会」 板橋みほ後援会 菊地まさお後援会 政治団体の名称 (イ) その 国会議員関係政治団体以外の政治団体 他の政治団体 小田島正博 花 板橋 菊 の代 (政党及び政治資金団体以外の政治団体) 地 氏表 昌夫 美保 伊 名者 藤 の 氏 名 計 責 任 者 律子 板橋 菊地美紀子 京子 栗原市志波姫新原 名取市相互台二 - 一 - 一三 一 名取市高舘熊野堂字岩口下三七 – 主たる事務所の所在地 九〇 \bigcirc 令和元年 十二月六日

門田よしのり後援会 丹野秀明後援会 笹森なみ後援会 ざおう民衆党 佐藤 丹野 平間 又 秀明 學 男 也 門田 阿部 平間 佐藤 富士子 徹也 麻衣 勝男 遠田郡涌谷町字新町裏一五四 名取市高柳字圭田三一二-名取市手倉田字山二六七-一二 田郡蔵王町円田東下一-五 令和元年 十二月十二日 令和元年 十二月一 七月三十 令和元年 令和元年 十二月十六日 十二月二十四日 令和元年 十二月十三日 届出年月日 日

日

○宮選管告示第二号

体の届出事項を異動した旨届出があった。 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号) 第七条第一項の規定により、 次のとおり政治団

令和二年一月二十一日

(--)政党の支部

異 動 事 項 新 旧 異動年月日

宮城県選挙管理委員会

委 員

長

伊

東

則

夫

部。公明党仙台若林総支 政治団体の名称 竹中 の代 氏表 栄雄 名者 所の所在地 ·鍛冶町一〇一-仙台市若林区南 五 和町五 - 四 - 二 一二 令和元年 十二月十二日

の代 氏表 名者 竹中 栄雄 菊地 昭

湾支部自由民主党宮城県港 支部 石塚 中 村 俊智 義隆 の 氏 名 計 責 任 者 の 氏 名計責任者 の 氏 名計責任者 高柳 渡邊 斎藤 紀之 武光 久義 佐藤 芝 Щ 原 \Box 紀男 英彰 勝 平成三十一年 令和元年 十二月二十日 , -年

日

第71号	令和	2年]	1月21日	火曜	日 '	宮	城	県	公	報								(6)
接会宮城県本田あきこ後		師後援会宮城県藤井基之薬剤	緑の会	平井みどりと歩む会] [] []	ていいし	菊地康彦後援会	MSS政策研究会	上田万作一後援会	究会石巻福祉環境政策研		石垣のりこ後援会	あべかつのり後援会	政治団体の名称	□ その他の政治団体	2区総支部立憲民主党宮城県第		剤師支部 自由民主党宮城県薬
Щ Ш		田田	平井	平井	化	藤	渡辺	笠水上	佐藤	阿部		小 川 の	櫻井	の代 氏表		鎌田さゆり		山 田
卓 郎		卓 郎	緑子	緑子	信		義信	拓也	博	敬吉		分子	清孝	名者	及び政			卓 郎
の代 氏表 名者	の 氏 名 計 責 任者	の代 氏表 名者	所の所在地	所の所在地 在事務	の会 計 武 責 任 名者 名者	氏表	の 氏 氏 名 者	の 氏 名 計 責 任 者	の 氏 名 計 責 任 者	の 氏 発 者	の 会計責任者 名	所の所在地	の 氏 名 計 責 任 者	異動事項	(政党及び政治資金団体以	の 氏 名 計責任者	の 氏 名 計 責 任 者	の代 氏表 名者
山田卓郎	加茂 雅行	山田卓郎	木三-二-二七	木三-二-二七	我妻友紀		鈴木 京子	佐々木直斗	上田てい子	西尾一成	木村 雅広	町三-五-二一仙台市青葉区本	最上和昭	新	以外の政治団体)	横田ひろ子	加茂 雅行	山 田 卓 郎
佐々木孝雄	山田卓郎	佐々木孝雄	六 原町一 – 三 – 六 仙台市宮城野区	六 原町一-三-六 仙台市宮城野区	佐藤優村	i 清	菊地たか子	須藤 好洋	我妻一次	大嶋 茜	佐々木雄一	日町二 - 一 仙台市青葉区二	土井和幸	旧		古谷 千秋	山田卓郎	佐々木孝雄
令和元年 八月二十四日		令和元年 一八月二十四日	· 一月一日 十一月一日	令和元年 十一月一日	有 十二年 二月二日	十二月二十一日	令和元年 十二月十五日	十一月二十六日	令和元年 十二月十九日	十月三十一日 令和元年		一 令和元年 十二月二日	令和元年 五月一日	異動年月日		令和元年 十二月一日		令和元年 八月二十四日
(その他の政治団体) 板橋美保後援会「なでしこ会」	王) 信 見	Į.	令和二年一月二十一日おり公表する。	成二十七年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のと政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平	○宮選管告示第四号 本村信一朗 令和元年十一月十日宝の都(くに)おおさきを創る市民の会 木村信一朗 令和元年十一月十日宝の都(くに)おおさきを創る市民の会	を考える会 門脇 政喜	門脇政喜後援会 門脇 政喜 ・ 令和元年十二月十七日かくた充由仙台後援会 千田 勝見 ・ 令和元年十一月三十日	会 一次 一门 公会 一條 芳弘	坂喬美呆後爰会「なでしこ会」	○ その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体) 変 員 長 伊 東 則 夫	理委員会	令和二	団本が解散した写誦出があった。 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定により、次のとおり政治		所の所在地 町六-一 町一九四-五 十二月一日八島利美後援会 黒田 正敏 主たる事務 角田市角田字大 角田市高倉字新 令和元年	の 氏 名 会計責任者 加茂 雅行 山田 卓郎	宮城県薬剤師連盟 山田 卓郎 代 表 者 山田 卓郎 佐々木孝雄 令和元年	の 氏 名 会計責任者 加茂 雅行 山田 卓郎

宮 城 県 公 報 (7) 令和2年1月21日 火曜日 第71号 おり公表する。 成二十九年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のと 成二十八年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のと ○宮選管告示第七号 ○宮選管告示第六号 おり公表する。 ○宮選管告示第五号 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平 報告年月日 1.12.24 (1.11.26解散) 板橋美保後接会「なでしこ会」 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平 報告年月日 1.12.24 (1.11.26解散) 板橋美保後接会「なでしこ会」 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平 報告年月日 (その他の政治団体) (その他の政治団体) 令和二年一月二十一日 令和二年一月二十一日 収入総額 支出総額 収入総額 収入総額 支出総額 支出総額 1.12.24 (1.11.26解散) 政治団体の収支報告書の要旨(単位:円) 政治団体の収支報告書の要旨(単位:円) 宮城県選挙管理委員会 宮城県選挙管理委員会 委員長 委員長 伊 0 0 0 0 0 東 東 則 則 夫 夫 成三十年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとお の要旨を次のとおり公表する。 成三十一年分(令和元年分)収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、 ○宮選管告示第八号 り公表する。 これからの石巻を考える会 資金管理団体の届出に係る公職の種類 柴田町議会議員 資金管理団体の届出をした者の氏名 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平 報告年月日 1.12.24 (1.11.26解散) 報告年月日 資金管理団体の届出に係る公職の種類 資金管理団体の届出をした者の氏名 1 収入総額 報告年月日 1.12.23 (1.12.23解散) 板橋美保後接会「なでしこ会」 (その他の政治団体) (資金管理団体) -條芳弘後援会 令和二年一月二十一日 令和二年一月二十一日 収入総額 支出総額 支出総額 前年繰越額 1.12.17 (1.12.17解散 政治団体の収支報告書の要旨(単位:円) 政治団体の収支報告書の要旨(単位:円) 門脇 石巻市議会議員 宮城県選挙管理委員会 宮城県選挙管理委員会 委員長 委員長 44,376 44,376 伊 伊 東 東 則 則

夫

夫

第71	号	令	和 2	年	1月	21日	Ŋ	と 曜	日		宮		城		県		公		報											(8)
報告年月日 1.12.17 (1.12.17解散)	門脇政喜後接会	年間五万円以下のもの	〔個人分〕	5 客附の内訳	その他の経費	寄附·交付金	組織活動費	政治活動費	事務所費	備品・消耗品費	経常経費	4 支出の内訳	千田 勝見	借入金	個人分	客附	個人の党費・会費	3 本年収入の内訳	2 支出総額	本年収入額	1 収入総額	報告年月日 1.12.27 (1.11.30解散)	かくた充由仙台後接会	2 支出総額	1 収入総額	報告年月日 1.12.24 (1.11.26解散)	板橋美保後接会「なでしこ会」	(その他の政治団体)	2 支出総額	1 収入総額
		187,148			60,000	17,903	112,996	190,899	126,294	955	127,249		60,000	60,000	187,148	187,148	(40人) 71,000		318,148	318,148	318,148			0	0				0	0
政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第二項の規定により、次のとおり資金	○宮選管告示第九号	答附·交付金	政治活動費	3 支出の内訳	2 支出総額	前年繰越額	1 収入総額	報告年月日 1.11.22 (1.11.10解散)	宝の都(くに)おおさきを創る市民の会	年間五万円以下のもの	[政治団体分]	5 客附の内訳	寄附·交付金	選挙関係費	組織活動費	政治活動費	4 支出の内訳	一件十万円未満のもの	その他の収入	政治団体分	各附	3 本年収入の内訳	2 支出総額	本年収入額	前年繰越額	1 収入総額	報告年月日 1.12.19 (1.11.25解散)	仙南政治研究会	2 支出総額	1 収入総額
第十九条第二項の規定により、次のとおり資金		25,589	25,589		25,589	25,589	25,589			48,000			44,257	36,540	243,385	324,182		22	22	48,000	48,000		324,182	48,002	276,180	324,182			0	0

名し体 全 と な の 居 出 を 氏 の 氏

名 資金管理団体の 称

異動

事

項

新

法第十九条第三項第二号による届出

をした者の氏名

管理団体の届出があった。 令和二年一月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委

員 長

伊

東

則

夫

名 管理団体の

名表し体資 者たの金 者 者 る 会 出理理 氏代を団

公職の種類

菊地

昌夫

名取市議会議員

菊地まさお後援会

○宮選管告示第十号

主たる事務所の所在地

指定年月日

名取市相互台二-一-一三 令和元年 十二月十二日

令和二年一月二十一日

資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第三項第三号の規定により、次のとお

宮城県選挙管理委員会

委

員長

伊 東 則

夫

旧

異動年月日

町二-一仙台市青葉区二 日 令和元年 十二月二日

三-二-二七 町一-三-六六仙台市宮城野区原 令和元年 十一月一日

平井

緑子

む会平井みどりと歩

所の所在地

小川のり子

会石垣のりこ後援

所の所在地

三-五-二一仙台市青葉区本町

○宮選管告示第十一号

り資金管理団体でなくなった旨届出があった。 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第三項第二号の規定により、次のとお

令和二年一月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委 員 長 伊 東 則

夫

0) 名 称

なった年月日 資金管理団体でなく

理 団 体

資 金 管

條芳弘後援会

これからの石巻を考える会

門脇

條

芳弘 政喜

令和元年十二月二十三日

令和元年十二月十七日

宮城海区漁業調整委員会

○宮城海区漁業調整委員会公示第十号

漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第四項の規定により公聴会を開催する。

宮城海区漁業調整委員会

会 長

畠

Щ

喜

勝

令和二年一月二十一日

公聴会の開催日時及び開催場所並びに関係者の範囲

令和二年二月五日 令和二年二月五日 **令和二年二月五日** 午後三時十分まで 午後二時十分から 午後二時まで 午後一時から 午前十時三十分から 正午まで 開 催 日 時 宮城県石巻市あゆみ野五丁目七番地 宮城県石巻市あゆみ野五丁目七番地 宮城県石巻市あゆみ野五丁目七番地 宮城県石巻合同庁舎 二〇一、二〇二会議室 宮城県石巻合同庁舎 宮城県石巻合同庁舎 二〇一、二〇二会議室 10一、二0二会議室 開 催 場 所 石巻市北上町十三浜から 東松島市から山元町まで 気仙沼市及び南三陸町 石巻市渡波まで 対 象 地 区

公聴会において意見を聴こうとする案件

等の事前決定について 漁業法第十一条第四項の規定による区画漁業権及び第一種共同漁業権の免許の内容たるべき事項